

●この「扶養親族等申告書」は令和9年(2027年)にお支払いする年金(遺族・障害の年金を除きます)に対する税金について、必要な控除を受けるためのものです。

●まずは、**ご自身が扶養親族等申告書を提出する必要があるか**を確認してください。

ご自身がどちらにあてはまるか、ご判断ください。

次の①～③のいずれか(又はすべて)に該当する

→扶養親族等申告書を**提出してください**。

①ご自身が障害者(→3ページ参照)に該当する

②ご自身が寡婦・ひとり親(→4ページ参照)に該当する

③控除対象となる配偶者又は親族(→4・5ページ参照)を扶養している

※退職所得を除いた所得見積額が配偶者は95万円以下、配偶者以外の親族は62万円(19歳～22歳の親族は85万円)以下の人に限ります。

※記入の仕方は6～11ページをご覧ください。

※令和8年と扶養する配偶者や親族の状況が変わらない場合も必ず提出してください。

※扶養親族等申告書を提出することで、**基礎的控除と人的控除**を受けることができます。(提出がない場合は**基礎的控除のみ**となります)

提出にあたってのお願い

- 提出期限は令和8年10月16日(金)です**。同封の返信用封筒で期限までに提出してください。
- 返信用封筒には、**扶養親族等申告書だけを入れてください**。(他の手続きの書類やお手紙等は同封しないでください)
- 切手を貼って投函してください**。(法令上、受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担でお願いします)

上の①～③のどれにも該当しない

→扶養親族等申告書は**提出不要**です。

※扶養親族等申告書を提出しなくても、必要な控除(**基礎的控除**)を受けることができます。

Q&Aは、12ページをご覧ください。

年金にかかる所得税等の説明は、13ページをご覧ください。

お問い合わせ先

税金、所得金額に関するお問い合わせはこちらへ

税務相談等	最寄りの税務署へ	各税務署にて電話または事前予約での相談を受け付けています。
e-Tax作成	国税庁ホームページへ	音声案内 0570-01-5901

マイナンバーに関するお問い合わせはこちらへ

マイナンバー総合フリーダイヤル	0120-95-0178
-----------------	--------------



扶養親族等申告書の書き方等についてはこちらへ

受付時間 月～金 9:00 ～ 17:15

(祝日及び年末年始を除きます)

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっておりご迷惑をおかけしております。
とくに、月曜日や午前中は電話が大変混雑します。ガーデンパレス共済業務課をご利用ください。

お問い合わせの際は、年金証書記号番号や基礎年金番号をお知らせください。

共済事業本部	03(3813)5321(代表)	〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
札幌ガーデンパレス 共済業務課	011(222)6234(直通)	〒060-0001 札幌市中央区北1条西6-3-1
仙台ガーデンパレス 共済業務課	022(299)6231(直通)	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5
名古屋ガーデンパレス 共済業務課	052(957)1388(直通)	〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13
大阪ガーデンパレス 共済業務課	06(6393)9701(直通)	〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35
広島ガーデンパレス 共済業務課	082(262)1134(直通)	〒732-0052 広島市東区光町1-15-21
福岡ガーデンパレス 共済業務課	092(752)0651(直通)	〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15

※提出した扶養親族等申告書の記入内容の確認等には応じられません。

提出内容に誤りがあるかもしれないといった場合には、扶養親族等申告書を再交付しますので、改めて提出してください。

※税務相談等は最寄りの税務署にお問い合わせください。

扶養親族等申告書を提出する必要がある人

障害者

所得税法上の「障害者」とは、障害者手帳等の交付を受けている人や成年後見人制度の利用のある人等をいいます。障害の程度によって特別障害と普通障害に区分され、障害年金の等級と一致するものではありません。介護保険の要介護認定を受けているだけでは対象になりません。

障害の内容	扶養親族等申告書の各項目に記入する内容			所得税法上の障害の区分
	手帳の種類等	等級	交付年月日	
身体上の障害がある人で、 身体障害者手帳の交付を受けている人	身体	1級・2級	手帳交付 年月日	特別障害
		3級～6級		普通障害
精神に障害のある人で、 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	精神	1級	手帳交付 年月日	特別障害
		2級・3級		普通障害
身体、知的上の障害があり、 療育（みどり・愛・愛護など） 手帳の交付を受けている人	療育	A（療育・みどりの手帳） 1～2度（愛の手帳・愛護手帳） 重度（その他）	手帳交付 年月日	特別障害
		B（療育・みどりの手帳） 3～4度（愛の手帳・愛護手帳） 軽度・中度（その他）		普通障害
成年後見人制度の利用のある人 <u>（保佐人や補助人は該当しません）</u>	成年	特別	成年後見人 就任日	特別障害
常に就床を要し、 複雑な介護を要する人	就床	特別	診断書に記載の ある寝たきりとな った日	特別障害
原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律第11条第1項の規定に よる厚生労働大臣の認定を 受けている人（被爆者健康手帳の 交付だけでは該当しません）	原爆	特別	認定日	特別障害
年齢65歳以上 （昭和38年1月1日以前生まれ）で、 市区町村や福祉事務所長から 上記障害に準ずる障害があると 認定されている人	認定	特別 1～2級に準ず 重度など	認定書記載の 証明日	特別障害
		普通 3～6級に準ず 中度・軽度など		普通障害

引き続き6ヶ月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排せつ等を行うことができない程度の状態にあると認められる人のことです。排せつ等の日常生活に支障のある寝たきりのままの人は該当することになります。

上の表の要件に該当するかどうかは、お住まいの市区町村や最寄りの税務署、社会福祉事務所に
お問い合わせください。

■寡婦・ひとり親

受給者本人が現在結婚をしていない人、または配偶者の生死が明らかでない人で、下表の条件に該当する人をいいます。配偶者と離別後であっても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載があるなど、事実婚を含む再婚をしている人は該当しません。

関係法令の改正により、扶養親族等の所得見積額が引き上げられました。

受給者本人の 所得見積額	受給者本人 の性別	扶養親族等の要件	離別理由	控除の 区分
500万円以下 (※1)	男性	所得見積額が62万円以下(※2) の子(※3)がいる	死別・離婚・生死不明・ 未婚のひとり親(※4)	ひとり親
	女性	所得見積額が62万円以下(※2) の子(※3)がいる	死別・離婚・生死不明・ 未婚のひとり親(※4)	ひとり親
		扶養親族がない	死別・生死不明	寡婦
		所得見積額が62万円以下(※2) の子を除く扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦

※1 500万円を超える所得見積額がある場合は所得税の控除対象にはなりませんが、退職所得を除く所得見積額が500万円以下となる場合は、地方税(個人住民税)の控除対象になります。

※2 62万円を超える所得見積額がある場合は所得税の控除対象にはなりませんが、退職所得を除く所得見積額が62万円以下になる場合は、地方税(個人住民税)の控除対象になります。

※3 「子」は他の人の控除対象配偶者(同一生計配偶者)または扶養親族とされていない人に限られます。

※4 「未婚のひとり親」とは、受給者本人が未婚のまま、出産などにより生計を一とする子がいる人が該当します。

■控除対象となる配偶者・親族

続柄	扶養親族等として申告できる人
配偶者	戸籍上の配偶者(法律婚) ※配偶者をお互いに扶養対象者として申告することはできませんので、 いずれか一方のみに申告してください。
配偶者以外の 親族	6親等以内の血族 3親等以内の姻族 ※児童福祉法の規定により養育を委託された里子(18歳未満)、 老人福祉法の規定により養護を委託された養護老人(65歳以上)を 含みます。

●所得税の扶養親族等として申告できる所得見積額(退職所得を含む)

関係法令の改正により、退職所得を含む所得見積額が62万円以下の扶養親族等を申告できるようになりました。

受給者本人の 令和9年分 所得見積額	扶養親族等の 続柄	扶養親族等の生年月日 (令和9年12月31日時点の年齢)	扶養親族等の令和9年分の所得見積額(退職所得を含む)			
			62万円以下	62万円超～ 85万円	85万円超～ 95万円	95万円超～
900万円以下	配偶者	昭和33年1月1日以前 (70歳以上)	老人控除対象 配偶者相当 ^{※1}	配偶者特別控除対象 ^{※2}		
		昭和33年1月2日以降 (70歳未満)	配偶者 控除対象 ^{※1}			
900万円超	配偶者	昭和33年1月1日以前 (70歳以上)	障害者 控除対象 ^{※3}	控除対象外		
		昭和33年1月2日以降 (70歳未満)				
要件なし	配偶者以外の 親族	昭和33年1月1日以前 (70歳以上)	老人扶養 控除対象 ^{※1}			
		昭和33年1月2日以降 平成17年1月1日以前 (23歳以上70歳未満)	扶養控除対象 ^{※1}			
		平成17年1月2日以降 平成21年1月1日以前 (19歳以上23歳未満)	特定扶養親族 控除対象 ^{※1}	特定親族 特別控除対象 ^{※4}		
		平成21年1月2日以降 平成24年1月1日以前 (16歳以上19歳未満)	扶養控除対象 ^{※1}			
		平成24年1月2日以降 [★] (16歳未満)	障害者控除対象			

※1 障害者に該当する場合は障害者控除も併せて対象となります。

※2 配偶者が70歳以上である場合、または障害者である場合は、配偶者特別控除のみが対象となります。
控除について詳しくは税務署にお問い合わせください。

※3 配偶者控除の対象となりません。

※4 障害者に該当しても障害者控除の対象となりません。

★16歳未満の扶養親族については、障害者に該当する場合は障害者控除の適用を受けることができます。障害者に該当しない場合は、所得税の扶養控除の対象外ではありますが、地方税算定の際に16歳未満の扶養親族も使用するため記入が必要です。

●地方税(個人住民税)の扶養親族等として申告できる所得見積額(退職所得を除く)

関係法令の改正により、退職所得を含む所得見積額が62万円以下の扶養親族等を申告できるようになりました。

受給者本人の 退職所得を除く 令和9年分所得見積額	扶養親族の続柄	扶養親族等の令和9年分の所得見積額(退職所得を除く)			
		62万円以下	62万円超～85万円	85万円超～95万円	95万円超～
900万円以下	配偶者	報告対象	報告対象		
900万円超		報告対象 (障害者に該当する場合のみ)	報告対象外		
要件なし	配偶者以外の 扶養親族	報告対象	報告対象 (19歳以上23歳未満のみ)	報告対象外	

- ・所得税の扶養親族等として申告できない場合でも、退職所得見積額を除いた所得見積額が、地方税(個人住民税)の扶養親族等として申告できる所得見積額の表にあてはまる場合、扶養親族等申告書に正しく記入し提出することで、お住まいの市区町村へ報告され、翌年度の個人住民税計算の際に反映されます。
- ・個人住民税計算の詳細については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。
- ・離別理由等の条件に該当するものの、受給者本人の退職所得を含んだ所得見積額が500万円超となったことにより、所得税について寡婦やひとり親の申告ができない場合も、退職所得を除く所得見積額が、500万円以下となる場合、地方税(個人住民税)については寡婦やひとり親として申告することができます。地方税(個人住民税)についての寡婦やひとり親に該当する場合は、私学事業団まで連絡してください。

扶養親族等申告書の見本

※配偶者を相互に控除対象配偶者として申告することはできません。

CL012

麹町税務署長殿 市区町村長殿
令和9年公分的年金等の受給者の扶養親族等申告書
支払者 日本私立学校振興・共済事業団

提出年月日		年 月 日	
年金証書記号番号	生年月日		
フリガナ			
年金受給者氏名	※自署をお願いします		
マイナンバー	マイナンバー登録済の場合は*を表示しています		
電話番号			
住所	※日本国外にお住まいの場合は私学事業団までお知らせください		
障害の状態	0 障害なし	1 障害あり	等級 3 昭・4 平・5 令 年 月 日
配偶者と離別後、再婚していない方は右の死別～離婚のいずれかを選択し、生計を一にする子がいる方は未婚のひとり親に○を記入してください。注)再婚には、事実婚を含みます。	死別	生死不明	離婚
年金受給者本人の令和9年の所得見積額が500万円超の場合は右の欄に○を記入してください。	未婚のひとり親	0	1
年金受給者本人の令和9年の所得見積額が900万円超の場合は右の欄に○を記入してください。	○あり時 退職所得含む 配偶者要件確認		

A

受給者本人について記入していただく欄です。記入にあたっては、7・8ページをご覧ください。

配偶者ハ源泉控除対象・生計同一	フリガナ			続柄	配偶者(法律婚)
配偶者氏名			令和9年12月31日時点の年齢	歳	老
生年月日	2大・3昭・4平	年 月 日	令和9年12月31日時点の年齢	歳	老
マイナンバー			令和9年の所得見積額	万円	退職所得がない
住所	1 同居	2 別居	別居先が日本国外の場合は添付書類が必要です。	3 非居住	1 A B C
障害の状態	0 障害なし	1 障害あり	手帳の種類等	等級	3 昭・4 平・5 令 年 月 日

B

扶養する配偶者について記入していただく欄です。記入にあたっては、7・9ページをご覧ください。

扶養親族等	フリガナ			続柄	
扶養親族等氏名			令和9年12月31日時点の年齢	歳	老・特・05
生年月日	2大・3昭・4平・5令	年 月 日	令和9年12月31日時点の年齢	歳	老・特・05
マイナンバー			令和9年の所得見積額(いずれかに○)	万円	退職所得がある人は、右欄に○をし、退職所得を除いた額をご記入ください。退職所得がない人は右欄は記入不要です。
住所	1 同居	2 別居	別居先が日本国外の場合は添付書類が必要です。	3 非居住	A B C
障害の状態	0 障害なし	1 障害あり	手帳の種類等	等級	3 昭・4 平・5 令 年 月 日

C

扶養する配偶者以外の親族について記入していただく欄です。記入にあたっては、7・9ページをご覧ください。

扶養親族等	フリガナ			続柄	
扶養親族等氏名			令和9年12月31日時点の年齢	歳	老・特・0
生年月日	2大・3昭・4平・5令	年 月 日	令和9年12月31日時点の年齢	歳	老・特・0
マイナンバー			令和9年の所得見積額(いずれかに○)	万円	退職所得がある人は、右欄に○をし、退職所得を除いた額をご記入ください。退職所得がない人は右欄は記入不要です。
住所	1 同居	2 別居	別居先が日本国外の場合は添付書類が必要です。	3 非居住	A B C D
障害の状態	0 障害なし	1 障害あり	手帳の種類等	等級	3 昭・4 平・5 令 年 月 日

黄色部分と水色部分は切り離さずに提出してください。

記入にあたって

- 令和8年8月17日時点で私学事業団に登録されている扶養親族等申告書の内容をあらかじめ印字しています。現在の状況と異なっている場合は、下記の例を参考にして加筆修正をしてください。
- なお、**所得見積額、別居先住所については、あらかじめの印字をしていませんので、改めて記入してください。**
- 記入の際は、鉛筆ではなく**黒のボールペン(消えないペン)**を使用してください。
- 楷書**で記入してください。
- 扶養親族等申告書の**オモテ面のピンク色部分およびウラ面には記入しないでください。**
- 扶養親族等の氏名は常用漢字若しくはカタカナでの登録しかできません。**戸籍上の漢字表記と異なる漢字での登録でも控除の適用に支障はありませんので、**常用漢字で記入してください。**
- マイナンバーがすでに登録されている場合は＊を印字しています。なお、前年の扶養親族等申告書に記載されていたマイナンバーがケタ不足等で正しくなかった場合は登録していないため、＊は印字されません。
- マイナンバーを記入する場合、マイナンバーが確認できる書類を添付する必要はありません。
- 書き損じた場合は、該当箇所を抹消線で削除し、余白に記入してください。判読できないような書き損じや、破損してしまった場合は、再交付しますので私学事業団までご連絡ください。

加筆修正例

【新たに申告する扶養親族等がいる場合】

- ・該当する項目に内容を書き加えてください。

【登録されている扶養親族等を扶養から外す場合】

- ・就職、結婚、死亡などで扶養から外す場合は、以下の例のように抹消線で削除してください。

配偶者	フリガナ	シガク	ハナコ	続柄	配偶者 (法律婚)
	配偶者氏名	私学 花子			
生年月日	2大	3昭・4平	32年10月10日	令和9年12月31日時点の年齢	70歳 老
マイナンバー					
令和9年の所得見積額			万円	退職所得がある人は、右欄に○をし、左欄の所得見積額から退職所得を除いた額を記入ください。(退職所得がない人は右欄は記入不要です。)	退職所得あり 万円
住所	①同居	2別居	3非居住 A		
障害の状態	①障害なし	1障害あり	手帳の種類等	等級	交付年月日 3昭・4平・5令 年 月 日

【内容に訂正がある場合】

- ・以下のように抹消線で削除し、改めて余白または摘要欄に内容を書き直してください。

障害の状態	①障害なし	1障害あり	手帳の種類等	等級	交付年月日	普・特
			身体	2	3昭・4平 (5) 3年 3月 3日	

扶養親族等申告書の記入方法

A 年金受給者本人についての記入欄(申告書の黄色部分)

提出年月日		年 月 日	
年金受給者本人	年金証書記号番号		生年月日
	フリガナ		
	年金受給者氏名	①	
	マイナンバー	マイナンバー登録済の場合は*を表示しています	
	電話番号		
	住所	②	
	障害の状態	0 障害なし	1 障害あり
		手帳の種類等	等級
		交付年月日	3 昭・4 平・5 令 年 月 日
	配偶者と離別後、再婚していない方は右の死別～離婚のいずれかに○を、未婚のまま、生計を一とする子がいる方は未婚のひとり親に○を記入してください。(注)再婚には、事実婚を含みます。	死別	生死不明
年金受給者本人の令和9年の所得見積額が500万円超の場合は右の欄に○を記入してください。	⑤		
年金受給者本人の令和9年の所得見積額が900万円超の場合は右の欄に○を記入してください。			

① 受給者氏名は必ず記入してください。

- ・成年後見人が記入する場合は「受給者氏名＋“成年後見人”＋成年後見人氏名」を記入してください。【記入例】私学太郎 成年後見人 湯島花子

② 住所・電話番号を記入してください。

- ・ **実際に居住している住所**を記入してください。
長期入院中の場合は入院前の住所、施設入居者は施設の住所とします。

③ 受給者本人の障害の状態について記入してください。

- ・ 障害に該当しない → 「0 障害なし」にマルをしてください。
- ・ 障害に該当する → 「1 障害あり」にマルをして、手帳の種類等・等級・交付年月日を記入してください。

※障害の状態であることを証明する書類を添付する必要はありません。

※「手帳の種類等」、「等級」は3ページの表のうち該当するものを、「交付年月日」はお手持ちの手帳等を確認のうえ記入してください。

障害者手帳を申請中の人は、申請内容に基づいて記入し、交付年月日欄には「申請中」と記入してください。

※すでに印字されている内容を訂正する場合は、7ページを参照してください。

④ 受給者本人が寡婦等に該当する場合のみ、該当箇所にマルをしてください。

- ・ 寡婦等の要件については4ページを参照してください。

⑤ 受給者本人の令和9年の所得見積額が500万円を超える場合または900万円を超える場合のみ、該当箇所にマルをしてください。

- ・ 所得見積額は10・11ページの計算方法を参考に計算してください。
(収入額ではありませんので注意してください。)

B 配偶者
C 配偶者以外の親族 についての記入欄(申告書の青色部分)

配偶者 源泉 控除 対象 ・ 生計 同一	フリガナ	①										続柄	配偶者 (法律婚)	
	配偶者氏名	①												
	生年月日	2大・3昭・4平	年	月	日	令和9年12月31日時点の年齢	歳	老						
	マイナンバー													
	令和9年の 所得見積額	② 万円										退職所得がある人は、右欄に○をし、左欄の所得見積額から 退職所得を除いた額をご記入ください。(退職所得がない 人は右欄は記入不要です。)		退職 所得 あり
住所	1 同居		④ 2 別居		別居の場合のみ住所または居所を記入してください。 別居先が日本国外の場合は添付書類が必要です。								3 非居住 A	
障害の状態	0 障害なし		1 障害あり		手帳の種類等		⑤ 等級		交付年月日					
									3昭・4平・5令		年 月 日			
扶養 親族 等	フリガナ	①										続柄		
	扶養親族等氏名	①												
	生年月日	2大・3昭・4平・5令	年	月	日	令和9年12月31日時点の年齢	歳	老・特・05						
	マイナンバー													
	令和9年の 所得見積額 (いずれかに○)	③ ア. 62万円以下 イ. 62万円超～85万円以下 ウ. 85万円超										イ又はウに該当した人で退職所得がある人は、右欄に○をし、 左欄の所得見積額から退職所得を除いた額をご記入 ください。(退職所得がない人は右欄は記入不要です。)		退職 所得 あり
住所	1 同居		④ 2 別居		別居の場合のみ住所または居所を記入してください。 別居先が日本国外の場合は添付書類が必要です。								3 非居住 A B C D	
障害の状態	0 障害なし		1 障害あり		手帳の種類等		⑤ 等級		交付年月日					
									3昭・4平・5令		年 月 日			

①該当する配偶者または親族がいる場合、氏名・生年月日・令和9年12月31日時点の年齢・続柄・マイナンバーを記入してください。

- ・すでに印字されている内容に誤りがある場合は、7ページを参照して修正してください。
(氏名は常用漢字またはカタカナでの登録しかできません。)

②配偶者の所得見積額を記入してください。

③配偶者以外の親族の所得見積額について、該当するものにマルをしてください。

- ・所得見積額は10・11ページの計算方法を参考に計算してください。
(収入額ではありませんので注意してください。)
- ・令和9年中に退職所得を受ける予定がある場合は、「退職所得あり」にマルをして、一番右の欄に退職所得を除いた所得見積額を記入してください。

④配偶者または親族の住所について記入してください。

- ・受給者と同居している場合は「1 同居」にマルをしてください。
- ・受給者と別居している場合は「2 別居」にマルをして、右側に実際に居住している住所を記入してください。配偶者または親族が国外に居住している場合は、12ページのQ & Aを確認してください。

⑤配偶者または親族の障害の状態について記入してください。

- ・記入方法は受給者と同様です。8ページを参照してください。

配偶者以外の扶養親族が3人以上いる場合は、15ページの利用紙をご利用ください。

■所得見積額の計算方法

所得額とは、収入から控除額を差し引いたものです。複数の種類の収入がある場合は、種類ごとの所得額を計算し、合算してください。令和9年に受け取る年金額が410万円を超える人や、給与の収入金額が630万円を超える人の控除額については、私学共済ホームページをご確認ください。公的年金、給与所得以外の所得の計算方法等、詳細は国税庁のホームページをご確認ください。

●収入が公的年金等の場合

「令和9年に受け取る年金額」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等の雑所得の金額」

- ・公的年金等とは、公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金、恩給）及び一定の企業年金（厚生年金基金、国民年金基金など）です。個人年金保険は含みません。
- ・遺族の年金、障害の年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。
- ・公的年金等控除額は、下表のように年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額(a)	公的年金等控除額
65歳未満 (昭和38年1月2日以後に生まれた人)	130万円以下	60万円
	130万円超410万円以下	(a) × 25% + 27万5千円
65歳以上 (昭和38年1月1日以前に生まれた人)	330万円以下	110万円
	330万円超410万円以下	(a) × 25% + 27万5千円

※公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合は計算式が異なります。公的年金等以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下である場合は、上の表の公的年金等控除額欄に記載された額から一律10万円を差し引いた額が控除額となります。2,000万円を超える場合は、一律20万円を差し引いた控除額になりますが、私学事業団が行う年金からの源泉徴収ではこの控除額の差額は適用されません。

※給与所得控除と公的年金等控除額の合計が280万円を超える場合、超えた分が公的年金等控除額から差し引かれます（公的年金等特別控除）。

●収入が給与の場合

「令和9年に受け取る給与の収入金額」－「給与所得控除額」＝「給与所得の金額」

- ・給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額(a)	給与所得控除額
220万円以下	74万円
220万円超360万円以下	(a) × 30% + 8万円
360万円超630万円以下	(a) × 20% + 44万円

●収入が退職手当の場合

「一般退職手当の収入金額」－「退職所得控除額」× 1/2 ＝「退職所得の金額」

- ・退職所得控除額は、一般退職手当等（※1）の退職手当の支払を受ける人の勤続年数に応じて計算されます。

勤続年数（※2）	退職所得控除額（※3）
20年以下	40万円 × 勤続年数
20年を超える	800万円 + 70万円 × （勤続年数 － 20年）

※1 退職手当の区分や勤続年数によって、退職所得額の計算式は異なります。

退職手当の区分には上記で計算式を説明している「一般退職手当等」以外に、役員等以外の者として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「短期退職手当等」や、役員等として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「特定役員退職手当等」があり、それぞれ所得額の計算式が異なります。「一般退職手当等」以外の区分や、2種類以上の区分に該当する退職手当の支払がある場合、退職所得額の計算方法などについて、詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

※2 勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて勤続年数を計算します。長期欠勤や休職の期間も勤続年数に含まれます。

※3 計算した退職所得控除額の金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額が退職所得控除額となります。

所得見積額の計算例

受給者本人、扶養親族等の所得見積額は、いずれも同様の方法で計算します。

例 1) 令和9年に受け取る年金見込額が100万円、給与見込額が80万円の人

65歳未満の場合(昭和38年1月2日以後生まれ)

令和9年に受け取る公的年金等見込額	公的年金等控除額	令和9年の公的年金等所得見積額
100万円	60万円	A 40万円
令和9年に受け取る給与見込額	給与所得控除額	令和9年の給与所得見積額
80万円	74万円	B 6万円
令和9年の公的年金等所得見積額	令和9年の給与所得見積額	令和9年の所得見積額
A 40万円	B 6万円	C 46万円

65歳以上の場合(昭和38年1月1日以前生まれ)

令和9年に受け取る公的年金等見込額	公的年金等控除額	令和9年の公的年金等所得見積額
100万円	110万円	△10万円 → D 0万円
令和9年に受け取る給与見込額	給与所得控除額	令和9年の給与所得見積額
80万円	74万円	E 6万円
令和9年の公的年金等所得見積額	令和9年の給与所得見積額	令和9年の所得見積額
D 0万円	E 6万円	F 6万円

例 2) 令和9年に受け取る年金見込額が120万円、給与見込額が130万円の人

65歳未満の場合(昭和38年1月2日以後生まれ)

令和9年に受け取る公的年金等見込額	公的年金等控除額	令和9年の公的年金等所得見積額
120万円	60万円	A 60万円
令和9年に受け取る給与見込額	給与所得控除額	令和9年の給与所得見積額
130万円	74万円	B 56万円
令和9年の公的年金等所得見積額	令和9年の給与所得見積額	令和9年の所得見積額
A 60万円	B 56万円	C 116万円

65歳以上の場合(昭和38年1月1日以前生まれ)

令和9年に受け取る公的年金等見込額	公的年金等控除額	令和9年の公的年金等所得見積額
120万円	110万円	D 10万円
令和9年に受け取る給与見込額	給与所得控除額	令和9年の給与所得見積額
130万円	74万円	E 56万円
令和9年の公的年金等所得見積額	令和9年の給与所得見積額	令和9年の所得見積額
D 10万円	E 56万円	F 66万円

Q1)住所を変更する予定があります。どうすればよいですか。

- A1) 変更後の住所がわかる場合は変更後の住所を、提出時点で新住所が未定の場合は現在の住所を記入してください。
住所変更届を請求するお手紙や「年金受給権者 住所変更届」は、扶養親族等申告書とは別の封筒で提出してください。

Q2)日本国外に居住している親族についてはどのように記入するのですか。

- A2) 引き続いて1年以上国内に住所を有しない人かつ令和9年12月31日時点で国外に居住見込みの人は非居住者となります。該当の親族の住所欄右上にある「3 非居住」にマルをつけるとともに、親族が居住している国外住所を記入のうえ下記のとおり対応してください。
※令和9年中に帰国予定の場合は、国内居住者として申告してください。

非居住者【共通】

(1)または(2)いずれかの書類を添付してください。

- (1) 戸籍の謄本や附票の写しなど、日本国または地方公共団体が発行した受給者との親族関係を証する書類(原本)と、非居住者である親族の旅券(顔写真部分)のコピー
- (2) 外国政府または外国の地方公共団体が発行した受給者との親族関係を証する書類(原本)と、その日本語での翻訳(非居住者である親族の氏名、生年月日及び住所または居所の記載があるものに限りです。)

非居住者【30歳以上70歳未満の扶養親族(配偶者を除く)】

上記に加えて対応してください。

※非居住者である30歳以上70歳未満の扶養親族(配偶者を除く)を控除対象とするには、以下の①～③のいずれかに該当する必要があります。該当しない場合は控除対象となりません。

①留学のために非居住である場合

- ➡ 住所欄に国外住所を記入のうえ、末尾に「(留学)」と記入し、在留カードや留学先の在学証明のコピーなど、留学ビザ相当の書類を添付してください。

②障害者である場合

- ➡ 住所欄に国外住所を記入のうえ、末尾に「(障害者)」と記入し、障害の状態を記入してください。(記入方法は受給者と同様です。8ページを参照してください。)

③受給者から生活費又は教育費として年間38万円以上の支払を受ける見込みである場合

- ➡ 住所欄に国外住所を記入のうえ、末尾に「(38万円以上支払あり)」と記入してください。

★確定申告の際に税務署から添付書類を求められることがあります。

★記入漏れや添付書類に不備があると控除対象となりませんのでご注意ください。

Q3)扶養親族等申告書を提出すれば、確定申告は不要ですか。

- A3) 確定申告の要・不要は税務署が判断します。最寄りの税務署にお問い合わせください。
年の途中で扶養親族や障害等級の変動があった場合、年金以外の収入がある場合、生命保険料や医療費の控除を受けたい場合等は確定申告が必要です。

Q4)私学事業団に提出した扶養親族等申告書の内容を確認したいのですが。

- A4) 提出された扶養親族等申告書の記入内容等の確認には応じられません。
ご心配な場合は、提出前にコピーをとっておいてください。申告内容を修正したい場合は、電話等で扶養親族等申告書の再交付を申請した上で、改めて提出してください。

■年金にかかる所得税等

1) 源泉徴収の対象となる金額

私学事業団から支給される老齢・退職の年金の合計額が下の表にあてはまる人は、所得税の源泉徴収の対象となります。
関係法令の改正により、源泉徴収の対象となる年金額が引き上げられました。

65歳未満(昭和38年1月2日以後に生まれた人)	年金額が164万円以上
65歳以上(昭和38年1月1日以前に生まれた人) ・国民年金の老齢基礎年金の受給対象とならない人※	年金額が214万円以上
65歳以上(昭和38年1月1日以前に生まれた人) ・国民年金の老齢基礎年金の受給対象となる人	年金額が137万円以上

※昭和61年3月31日以前に退職(老齢)の年金の事由が発生している人が該当します。

★上記の金額未満の場合、所得税の源泉徴収の対象とはなりませんが、扶養親族等申告書を提出することで個人住民税における各種控除を受けられる可能性があります。

2) 復興特別所得税及び防衛特別所得税の徴収について

平成25年1月より、所得税と併せて復興特別所得税を徴収しています。これは、平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づくものです。

令和8年度税制改正により、令和9年分以後の復興特別所得税額は、源泉徴収すべき所得税の1.1%相当額に引き下げられました(改正前:2.1%)。また、防衛特別所得税が新設され、令和9年分以後の年金から源泉徴収されることとなりました(令和8年3月31日公布「防衛特別所得税に関する政令(令和8年政令第106号)」)。その税額は、源泉徴収すべき所得税の1%です。

〈令和8年まで〉

復興特別所得税 2.1%

合計税率は変わりません。

〈令和9年以降〉

防衛特別所得税	1%(新設)
復興特別所得税	1.1%

3) 源泉徴収税額の計算方法

源泉徴収税額 = (年金の支給額 - 控除額) × 5.105%(税率5% × 102.1%)

・102.1%は、復興特別所得税及び防衛特別所得税との合計税率を算出するための率です。

・控除額 = (基礎的控除 + 人的控除) × 月数

※扶養親族等申告書を未提出の場合、控除額は基礎的控除のみとなります。

●老齢基礎年金の受給対象となる場合は、上記で算出した控除額から47,500円(月額)が減額されます。

●年金の支払いの際に特別徴収される介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び子ども・子育て支援金がある場合は、その保険料も控除額となります。

〈参考〉

公的年金については、給与所得のような年末調整が行われず、確定申告で源泉徴収税額を精算することとなります。確定申告で所得税の精算をする必要がある人は、以下の①又は②に該当する人です。

- ①他の公的年金(障害・遺族を事由とする年金を除く)の支払を受けている人で、私学の年金との合計額が400万円を超える人
- ②他の公的年金(上記①)の支払を受けていて、私学の年金との合計額が400万円以下であり、かつ給与所得、不動産所得、事業所得、公的年金以外の雑所得などの所得金額が20万円を超える人

4)月額控除表

●基礎的控除

対象者	控除種類	年齢	1か月あたりの控除額
受給者全員	公的年金等控除、 基礎控除相当分	65歳未満	1か月の年金支払額 × 25% + 110,000円 (最低額:140,000円)
		65歳以上	1か月の年金支払額 × 25% + 110,000円 (最低額:180,000円) ・老齢基礎年金の受給対象となる場合は、上記で算出した控除額から47,500円(月額)が減額されます。

●人的控除

対象者	控除種類	1か月あたりの控除額
源泉控除対象配偶者がいる場合 (法律婚に限る)	配偶者控除	32,500円
	老人控除対象配偶者相当	40,000円
源泉控除対象親族がいる場合	扶養控除	32,500円 × 人数
	特定扶養親族控除	52,500円 × 人数
	特定親族特別控除	52,500円 × 人数
	老人扶養親族控除	40,000円 × 人数
受給者本人、 生計同一の配偶者、扶養親族が 障害者に該当する場合	普通障害者控除	22,500円 × 人数
	特別障害者控除	35,000円 × 人数
	同居特別障害者控除	62,500円 × 人数
受給者本人が寡婦、 ひとり親の場合	寡婦控除	22,500円
	ひとり親控除	32,500円

配偶者を除く扶養親族が3人以上のため、同封の扶養親族等申告書に書ききれない場合に使用してください。

CL012 麹町税務署長殿 市区町村長殿
令和9年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
支払者 日本私立学校振興・共済事業団

赤色部分
記入不可

提出年月日		年	月	日
本人	年金証書記号番号	生年月日		
	フリガナ			
	年金受給者氏名	※自署をお願いします		

X

扶養親族等	フリガナ											続柄			
	扶養親族等氏名											続柄			
	生年月日	2	大・3	昭・4	平・5	令	年	月	日	令和9年12月31日時点の年齢	歳	老・特・05			
	マイナンバー											続柄			
	令和9年の所得見積額(いずれかに○)	ア. 62万円以下		イ. 62万円超～85万円以下		ウ. 85万円超		イ又はウに該当した人で退職所得がある人は、右欄に○をし、左欄の所得見積額から退職所得を除いた額をご記入ください。(退職所得がない人は右欄は記入不要です。)				退職所得あり	万円		
	住所	1 同居		2 別居		別居の場合のみ住所または居所を記入してください。別居先が日本国外の場合は添付書類が必要です。				3 非居住		A B C D			
障害の状態	0 障害なし		1 障害あり		手帳の種類等		等級		交付年月日		3 昭・4 平・5 令	年 月 日	普・特		
扶養親族等	フリガナ											続柄			
	扶養親族等氏名											続柄			
	生年月日	2	大・3	昭・4	平・5	令	年	月	日	令和9年12月31日時点の年齢	歳	老・特・05			
	マイナンバー											続柄			
	令和9年の所得見積額(いずれかに○)	ア. 62万円以下		イ. 62万円超～85万円以下		ウ. 85万円超		イ又はウに該当した人で退職所得がある人は、右欄に○をし、左欄の所得見積額から退職所得を除いた額をご記入ください。(退職所得がない人は右欄は記入不要です。)				退職所得あり	万円		
	住所	1 同居		2 別居		別居の場合のみ住所または居所を記入してください。別居先が日本国外の場合は添付書類が必要です。				3 非居住		A B C D			
障害の状態	0 障害なし		1 障害あり		手帳の種類等		等級		交付年月日		3 昭・4 平・5 令	年 月 日	普・特		
扶養親族等	フリガナ											続柄			
	扶養親族等氏名											続柄			
	生年月日	2	大・3	昭・4	平・5	令	年	月	日	令和9年12月31日時点の年齢	歳	老・特・05			
	マイナンバー											続柄			
	令和9年の所得見積額(いずれかに○)	ア. 62万円以下		イ. 62万円超～85万円以下		ウ. 85万円超		イ又はウに該当した人で退職所得がある人は、右欄に○をし、左欄の所得見積額から退職所得を除いた額をご記入ください。(退職所得がない人は右欄は記入不要です。)				退職所得あり	万円		
	住所	1 同居		2 別居		別居の場合のみ住所または居所を記入してください。別居先が日本国外の場合は添付書類が必要です。				3 非居住		A B C D			
障害の状態	0 障害なし		1 障害あり		手帳の種類等		等級		交付年月日		3 昭・4 平・5 令	年 月 日	普・特		
摘要欄														事業団利用枠	
														1次	
														2次	
														エラー処理	
														パンチ補整	

あて先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部行

法人番号 6010005002596

扶養親族が3人以上いる場合は、この用紙に必要事項を記入し、必ず同封の扶養親族等申告書と一緒に提出してください。

